

平成27年2月17日

文部科学省提出資料

平成27年2月17日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育再生による経済成長

$$\text{成長(生産)} = \text{一人一人の生産性} \times \text{労働力人口}$$

付加価値の高い人材の育成

産業界から求められている人材

他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身に付けた人材

- 教育に期待されるもの
- 論理的思考力や課題解決能力
 - チームを組んで特定の課題に取り組む経験 など

社会・経済の変化に伴うニーズに対応した人材

- 専門分野の知識
- 実社会や職業とのつながりを理解させるプログラム など

経団連「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート」(2011年)において、「大学生に期待するもの」の上位と挙げられた項目

「今後10～20年程度で、アメリカの総雇用者の約47%の仕事が自動化されるリスクが高い」

(マイケル・A・オズボーン氏 (オックスフォード大学准教授))

「2011年度にアメリカの小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就くだろう」

(キャシー・デビッドソン氏 (ニューヨーク市立大学教授) の予測)

具体的な施策

- 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革
- 学習指導要領の抜本的改革
- ICTを活用した授業革新

あらゆる段階で「アクティブ・ラーニング」(課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習)を充実

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化
- 各学校種における職業教育の充実(産学官の連携強化など)
- 体系的なキャリア教育の推進
- 学び直しの充実(※後述)

個人個人の目的意識を伸ばし、職業意識と技術を身につけた人材(プロフェッショナル人材)の育成

我が国のイノベーション創出やグローバル化を担う人材の育成

- 外国人留学生数:13万6千人(2013年)
- 日本人留学生数:5万7千人(2011年)

【出典】受入れ(各年5月1日現在):文部科学省、日本学生支援機構調べ
派遣:OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ

外国人留学生は横ばい
日本人の海外留学生は減少傾向

具体的な施策

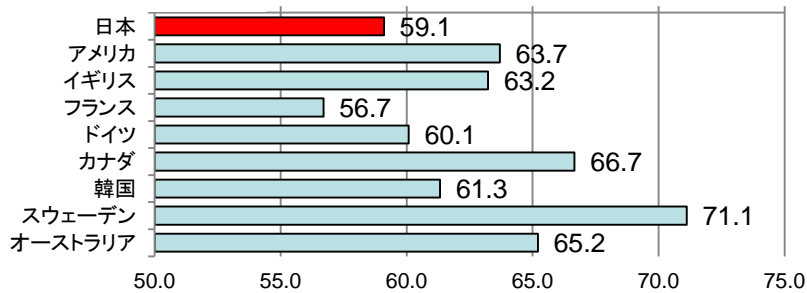
- 小・中・高等学校における英語教育の強化
- 海外トップクラスの大学との連携、大学の国際化促進
- 日本人の海外留学の促進と、外国人留学生の戦略的受入れ
- 理工系人材の育成

成長(生産) = 一人一人の生産性 × 労働力人口

生涯現役・全員参加型社会への転換による、労働力率の向上

- 職種転換を円滑に進めるために新たな技術や知識を身につける学び直しが必要
- 再就職や地域活動への参画など、若者・女性・高齢者の一層の活躍に資する学び直しが必要

労働力率の国際比較



※男女合計値

(データブック国際労働比較2014)

少子化の要因の一つである「家計の教育費負担」の軽減による、生産年齢人口の維持

- 理想の子供数を持たない理由 (平成22年 国立社会保障・人口問題研究所)

1	子育てや教育にお金がかかりすぎる	60.4%
2	高年齢で生むのはいやだ	35.1%
3	欲しいけれどもできない	19.3%

具体的な施策

● 学び直しの充実

- 人材ニーズに対応する教育プログラムの充実 (産業界と連携したオーダーメイド型プログラムの開発・実施等)
- 学びやすい環境の整備 (大学における社会人受け入れの推進等)
- 経済的支援の充実 (教育訓練給付金制度(厚労省)との連携等)

● 女性・高齢者の活躍推進

- 放課後子ども総合プランの推進
- 女性研究者の活躍促進
- 高齢者の地域の社会・経済における活躍支援

具体的な施策

- 幼児教育の段階的無償化
- 高校生への修学支援の充実
- 大学生等に対する授業料減免・奨学金等の充実

これらの施策を実行に移し、少子高齢化など我が国が抱える深刻な諸課題を乗り越え、持続可能な社会を実現するためには、「教育投資の充実」が必要

「真の学ぶ力」を育成するために、これからの高大接続のあるべき姿

欧米諸国へのキャッチアップを目指し、知識量を増やすことに主眼を置いた教育

選抜の客観性を過度に優先した入試

知識の暗記・再生を1点刻みに評価する選抜

厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくため、知識量だけでなく、「真の学ぶ力」が必要

多様な背景を持つ子供たち一人一人がそれぞれの夢や目標の実現に向けて努力した**積み重ねをしっかりと受け止めて評価し、社会で花開かせる**（様々な能力や得意分野に応じ、小論文、面接、集団討論など多面的な評価）

一人一人の伸びる可能性を評価する選抜

知識量の多寡でふるい落とすことを目的とした
大学入試

知識伝達型の
高校教育

入学時の選抜機能に依拠し、付加価値に乏しい
大学教育

知識量だけではなく、「真の学ぶ力」を多面的に評価する
大学入学者選抜

一体改革

「真の学ぶ力」を育成する
高校教育

高校までに培った力を更に向上・発展させ、社会に送り出すための
大学教育

職業教育・キャリア教育の充実に向けた取組の方向性

基本的考え方

- ▶ 産業構造の変化や技術革新が進展し、社会で必要とされる知識や技能の変化が絶えず起こる中、自己実現・社会貢献を果たすためには、**実社会で通用する知識・技能を生涯を通じて学び続けることが重要**
- ▶ 夢や目標の実現に向け自らの人生を切り拓いていくため、**自らのキャリアについて主体的に考え行動を起こす機会を充実することが重要**

- 社会・経済のニーズに対応する知識・技能を身に付けられるよう、**実践的な職業教育の充実**を図る
- 生涯を通じて学び続けることができるよう、**社会人・女性・高齢者等が学びやすい環境の整備**を図る
- 初等中等教育段階から**体系的なキャリア教育の充実**を図る

※教育再生実行会議第5次提言（職業教育の充実強化）や教育再生実行会議第6次提言における審議（学び直しの充実等）を踏まえて対応

小・中・高校生

大学生・専門学校生等

社会人・女性・高齢者等

初中教育段階

キャリア教育の推進体制の整備

- ・ 県市における協議会の設置やコーディネーター等の多様な人材の配置を促進

勤労観や職業観を育む教育の充実

- ・ 小中高における社会体験、職場体験活動、インターンシップ等を推進
- ・ 高等学校における、主体的な社会参画のための力を育む新科目の検討
- ・ 道徳の特別の教科化を含めた道徳教育の充実

専門高校における実践的な職業教育の充実

- ・ 地域や産業界の人材などの外部人材の協力を得ながら実践的な職業教育を充実

高等教育段階

実践的・専門的な教育プログラムの充実

- ・ 大学等における社会人・企業ニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供をさらに推進
- ・ 専門学校において学習と企業実習を並行して行う仕組みなど、学生を円滑に就業等に結び付ける効果的な支援の在り方を検討

学びやすい環境の整備

- ・ 仕事などと両立しつつ必要な単位を取得しやすい柔軟な教育プログラムの提供を推進（大学等の履修証明プログラムにおいて学修の節目で一定の評価を与えるなど）
- ・ e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進（放送大学におけるオンライン授業科目の開設など）
- ・ 厚生労働省との一層の連携強化

大学等におけるインターンシップの充実

- ・ インターンシップの単位化、事前・事後教育等の充実・体系化、中長期インターンシップの普及・定着を図るとともに、地域インターンシップ推進組織の活動を促進

新たな高等教育機関の制度化

- ・ 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」において、制度化に向けて審議を実施
- ・ 本年3月を目途に基本的な制度の在り方をとりまとめ予定。その後、中央教育審議会で設置基準等を審議予定

高等教育機関における実践的な職業教育の充実に向けた今後の展開①

基本的考え方

産業構造・ビジネス環境の変化に対応し、高付加価値を生み出すためには、
社会・経済のニーズに対応する知識・技能を、自らのキャリアを通じて学び続けることが重要



- 社会・経済のニーズに対応する知識・技能を身に付けられるよう、**高等教育機関における実践的な職業教育の充実**を図る
- 自らのキャリアを通じて学び続けることができるよう、**社会人でも学びやすい環境の整備**を図る

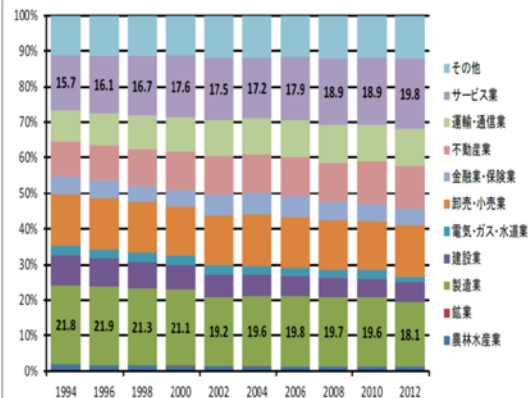
産業構造の変化が進展
 必要な知識・技能も時々刻々と変化

企業内教育訓練が縮小傾向
 学校教育における職業教育の必要性増

- 産業構造が変化し、名目GDPに占めるサービス業の割合が増加。
- 併せて、職業別就業者構成割合も変化し、専門的・技術的職業従事者やサービス従事者の割合が増加。

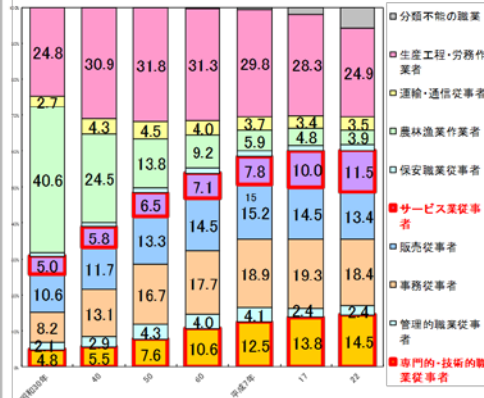
民間企業における教育訓練費は、低下・横ばい傾向

名目GDPに占める産業別割合の推移

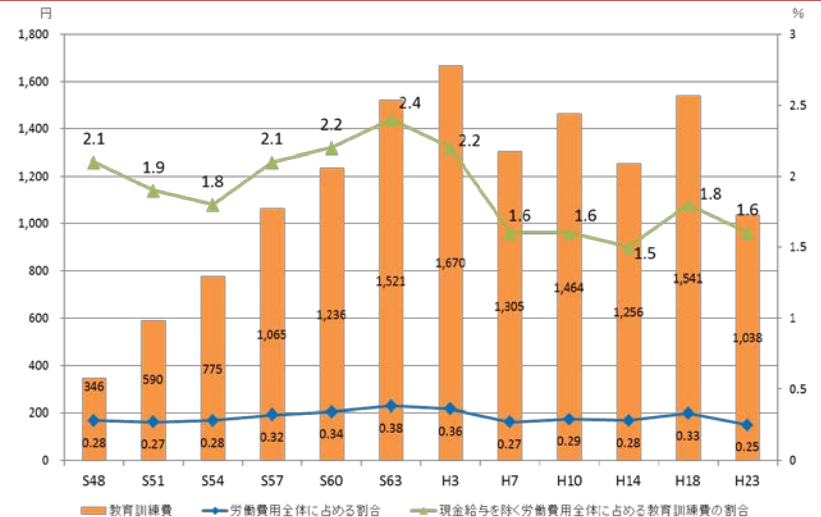


出典：内閣府「国民経済計算」

職業別就業者構成割合の推移



出典：総務省統計局「国勢調査」



出典：労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」(抽出調査)
 ・ここでいう教育訓練費とは、労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。
 ・現金給与以外の労働費用には、退職金等の費用、現物給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる。

高等教育機関における実践的な職業教育の充実に向けた今後の展開②

現在の主な取組

○産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実施の推進

- ・専門学校や大学等における各地域の人材ニーズに対応した実践的な職業教育プログラム
- ・女性も学びやすい形での、職場復帰や再就職等を支援するカリキュラム
- ・社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身に付けるための大学院プログラム 等

○専修学校における「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定

- ・認定数：470校、1,365学科（平成26年8月末時点）

○教育訓練給付金制度（厚生労働省）との連携

- ・専門職大学院・専門学校（職業実践専門課程）等を対象とした「専門実践教育訓練」の指定（平成26年10月～）

○学びやすい環境の整備

- ・大学における社会人受け入れの推進
- ・放送大学の機能強化
- ・大学等における保育環境の整備

等

平成27年度以降、順次実施する取組

○実践的・専門的な教育プログラムの充実

- ・大学等における社会人・企業ニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供をさらに推進
- ・専門学校において学習と企業実習を並行して行う仕組みなど、学生を円滑に就業等に結び付ける効果的な支援の在り方を検討

○社会人でも学びやすい環境の整備

- ・仕事などと両立しつつ必要な単位を取得しやすい柔軟な教育プログラムの提供を推進（大学等の履修証明プログラムにおいて学修の節目で一定の評価を与えるなど）
- ・e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進（放送大学におけるオンライン授業科目の開設など）
- ・厚生労働省との一層の連携強化

等

※教育再生実行会議において、社会人の学び直しの質・量の充実について、総合的・抜本的な改革案を検討中。まもなく第六次提言としてとりまとめられる予定。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」において、基本的な制度の在り方について検討中

<新たな高等教育機関の制度化に向けた現在の検討状況>（第10回有識者会議資料を一部抜粋）

◆基本的考え方（目的・位置付け）

- ・主たる目的として、「質の高い専門職業人養成のための教育」を位置付け
- ・大学体系の中に位置付ける方向で制度設計の検討を進めることを基本※（大学体系外の位置付けも排除せず今後中教審でさらに議論）

※①サービス産業の高付加価値化など、我が国の産業の高度化への要請に対応する人材養成の高度化を図ること

②卒業者の学修成果に関する国際的・国内的通用性を確保するべく学位授与を行う高等教育機関に位置付けることが有益であること

③我が国の高等教育機関の多様化を図っていく観点から、現行の4年制大学や短大、専門学校から新たな高等教育機関に進んで参加できる仕組みとする必要があることなどが理由として挙げられる。

◆教育内容・方法、教員

- ・実習、実技、演習、実験等を重視し、PBLやインターンシップなど実践的な教育手法を積極的に取り入れ
- ・教育課程の編成に産業界の一定の参画を義務づける方向で検討
- ・卓越した実績を伴う実務家教員を一定割合で配置

◆修業年限

- ・2～4年で検討。社会人の学び直しに対応するため、短期履修を可能とする工夫も検討

◆「学士」「短期大学士」相当の学位を授与

（学位・称号に関する国内外の現状を踏まえ今後検討）

◆第三者評価等において産業界関係者の協力を得ながら教育の質を確保できるシステムの構築

◆国による設置認可

- ・大学や短期大学とは別の設置基準を設定

◆公的助成

- ・設置基準に相応しい助成水準の検討、追加的財政需要に見合った財源の確保が必要

段階的なキャリア教育の確立

現在の主な取組

○各教科や道徳、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育を体系的に推進。

- ・ 小学校における社会体験、ものづくりなどの体験活動。
- ・ 中学校における職場体験活動や外部人材の活用等。
職場体験実施率（公立）…98.6%※1
うち週3日以上…58.4%、兵庫・滋賀等は連続5日で実施。
社会人講話実施率（公立）…68.2%※2
- ・ 「私たちの道徳」（文科省作成の教材）において、「働くことの大切さ」を学んだり、職場体験活動の振り返りを行ったりする指導内容を設定。
- ・ 高等学校におけるインターンシップや外部人材の活用等。
公立普通科でインターンシップを実施している学校の割合…79.4%※1
公立普通科でインターンシップに参加した生徒の割合…18.6%※1
社会人講話の実施率（公立）…79.8%※2

参考：国立教育政策研究所調査

※1平成25年度職場体験・インターンシップ実施状況調査結果（H25年度末時点）

※2キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書（H24.11時点）

○文部科学省の関連施策

- ・ 地域キャリア教育支援協議会設置促進事業（継続）
学校・産業界・NPO等が参画する「地域キャリア教育支援協議会」の設置促進。
【モデル（文科省委託）12カ所、普及状況37カ所/67都道府県・指定都市】
- ・ 地域を担う人材育成のためのキャリアアップランニング推進事業
(H27新規)
キャリアアップランニングスーパーバイザーを配置し、地域を担う人材育成・就労支援。
- ・ 補習等のための指導員等派遣事業（高等学校等）（継続）
学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援等を目的とし、多様な地域人材を高等学校等に配置。【1,000人（H27予算案）】
- ・ 高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）の加配
【215人（H26年）】

今後の対応

上記の取組とともに、以下の取組を推進。

○教育委員会、学校等におけるキャリア教育の推進体制の整備

- ・ 県市における協議会の設置促進。
- ・ 高等学校等においてキャリア教育を推進するコーディネーター等の多様な人材の配置促進。

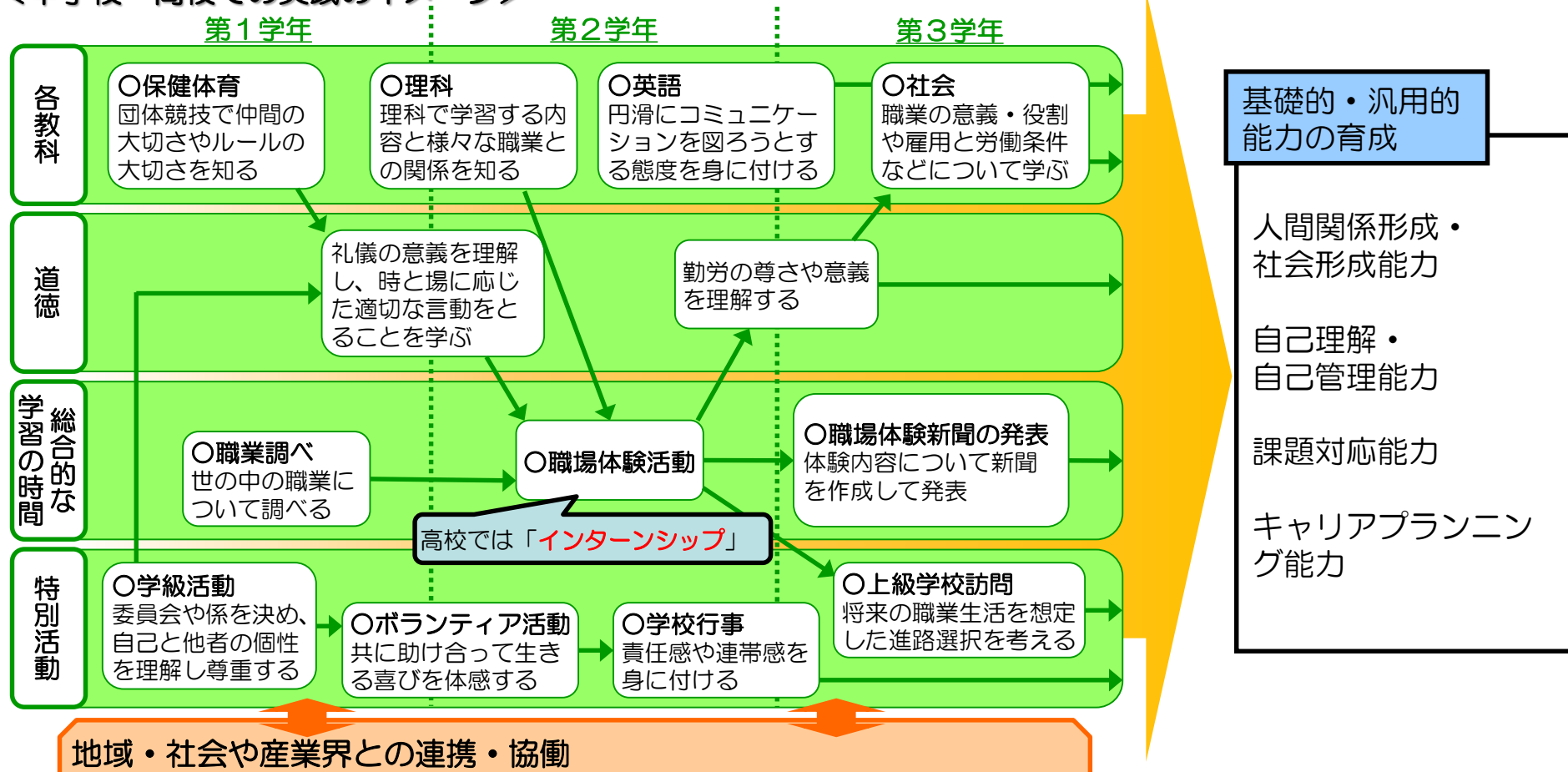
○勤労観や職業観を育む教育の充実

- ・ 小学校における社会体験、中学校における職場体験活動や高等学校におけるインターンシップ等の推進。
- ・ 高等学校における、主体的な社会参画のための力を育む新科目の検討。
- ・ 道徳の特別の教科化を含む道徳教育の充実。

(参考) 学校におけるキャリア教育の取組

- 職場体験・インターンシップなどの体験的な学習を効果的に活用し、地域・社会や産業界と連携しながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度を育成（一言で言えば、「夢」を実現できる能力を育むこと）。
- 学校における教育活動の一つ一つを、基礎的・汎用的能力の育成の観点から体系的・系統的に再構成・実行することにより、児童生徒のキャリア発達を促す。

<中学校・高校での実践のイメージ>



学生のインターンシップ参加状況と大学設置基準の改正等

単位認定を行うインターンシップへの参加率 平成25年度(速報値)

	参加率/参加学生数		うち特定の資格取得に関係しないもの		うち特定の資格取得に関するもの	
	参加率	参加学生数	参加率	参加学生数	参加率	参加学生数
大学院生	3.8%	9,677人	2.0%	5,055人	1.8%	4,622人
大学生	18.5%	475,539人	2.4%	62,636人	16.1%	412,903人
短期大学生	84.9%	115,863人	4.0%	5,398人	80.9%	110,465人
高等専門学校生	15.0%	8,736人	15.0%	8,736人	0.0%	0人

(注)・参加学生数は延べ数。参加率は平成25年度学校基本調査における学生数を基に算出。
 ・「特定の資格取得に関するもの」とは、特定の資格取得のため現場で行う実習(例:教育実習、看護実習等)を指す。
 ・大学等機関に対する調査。速報値であるため、今後若干の数値変更がありうる。他表も同様。
 (出典)大学等における平成25年度のインターンシップ実施状況調査((独)日本学生支援機構)

単位認定を行うインターンシップの実施期間別参加学生数構成比 平成25年度(速報値)

	単位認定を行うインターンシップ		3週間未満	3週間以上
	特定の資格取得に関係しないもの	特定の資格取得に関するもの		
大学院生	特定の資格取得に関係しないもの		67.7%	31.9%
	特定の資格取得に関するもの		38.2%	61.3%
大学生	特定の資格取得に関係しないもの		86.3%	13.2%
	特定の資格取得に関するもの		64.8%	34.2%
短期大学生	特定の資格取得に関係しないもの		87.5%	12.4%
	特定の資格取得に関するもの		80.1%	19.3%
高等専門学校生	特定の資格取得に関係しないもの		94.3%	5.3%
	特定の資格取得に関するもの		0.0%	0.0%

(注)上記の他、実施期間が不明なものがあるため、実施期間の合計は100%とならない。
 (出典)大学等における平成25年度のインターンシップ実施状況調査((独)日本学生支援機構)

「社会的・職業的自立に関する指導等」の制度化(平成23年4月施行)

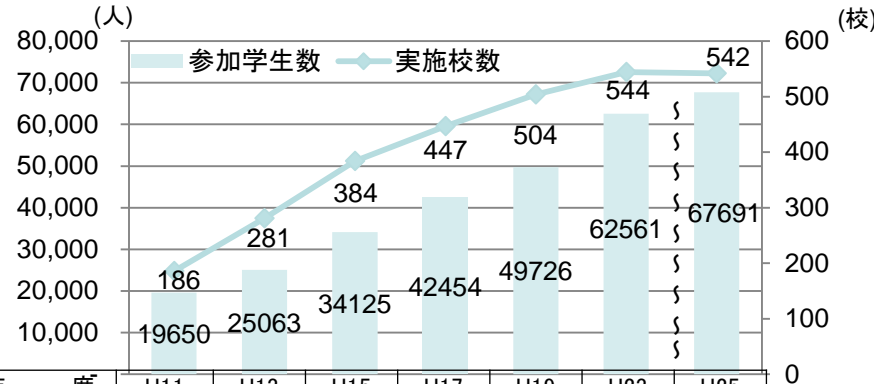
すべての大学において、教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこととし、そのための体制整備を大学設置基準及び短期大学設置基準に規定。

【大学設置基準】

第42条の2 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、**学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。**

* 短期大学設置基準第35条の2も同内容を規定。

単位認定を行うインターンシップの実施状況の推移



年 度	H11	H13	H15	H17	H19	H23	H25
実 施 校 数	186 (29.9%)	281 (41.9%)	384 (55.0%)	447 (62.5%)	504 (67.7%)	544 (70.5%)	542 (69.8%)
参 加 学 生 数	19,650 (0.7%)	25,063 (0.9%)	34,125 (1.2%)	42,454 (1.5%)	49,726 (1.8%)	62,561 (2.2%)	67,691 (2.4%)

(注)・実施校数の欄の上段は校数、下段は調査対象校に対する割合
 ・参加学生数は大学生(学部生)数と大学院生数の合計
 ・参加学生数の欄の上段は人数、下段は当該年度の学校基本調査における学生数に対する割合
 (出典)大学等におけるインターンシップ実施状況調査(文部科学省:平成21年度は調査なし)
 大学等における平成25年度のインターンシップ実施状況調査((独)日本学生支援機構)

私学助成におけるインターンシップの支援

①私立大学等改革総合支援事業(平成25年度～)

- 支援タイプ「産業界・他大学等との連携」型
事業選定に用いる調査票において、企業との長期インターンシップ(2週間以上)の受入れに関する協定締結に係る評価項目を設けることにより支援。
- 支援タイプ「グローバル化」型
事業選定に用いる調査票において、海外でのインターンシップの実施に係る評価項目を設けることにより支援。

②特別補助(成長力強化)

就職支援・就業力育成に係る特別補助において、大学等の組織的関与の下で行われるインターンシップ(2週間以上、単位認定されるもの)を支援。

- * 特定の資格取得に必要な実習等や海外インターンシップは対象外。
- * 事前・事後教育の実施、キャリアセンター等との連携に対して加算。

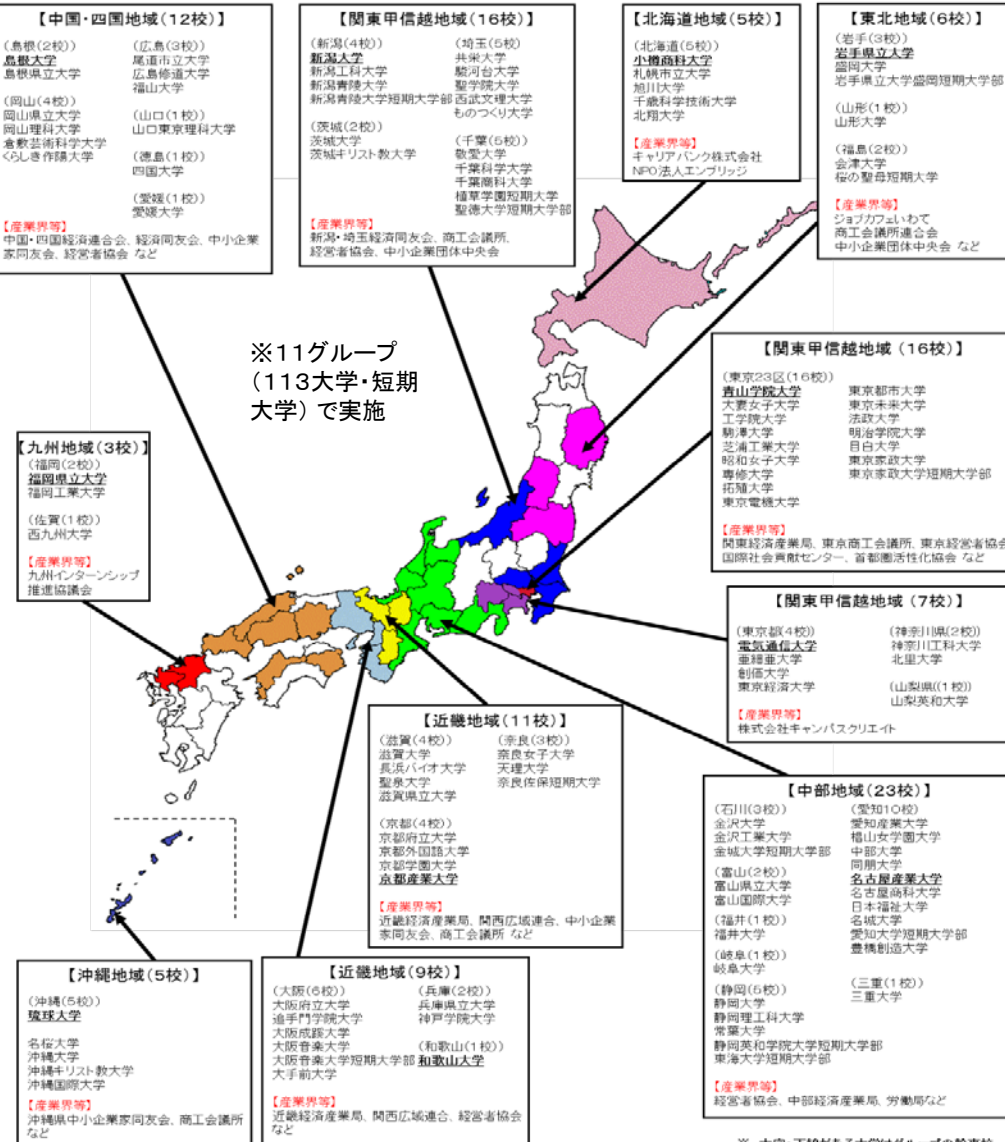
平成27年度から、地方の「職」を支える人材育成を進め、地方への就労に関する取組を支援する観点から、地方企業等でのインターンシップを支援する仕組みに見直す予定。

大学と地域経済団体や地方公共団体等の連携によるインターンシップの推進

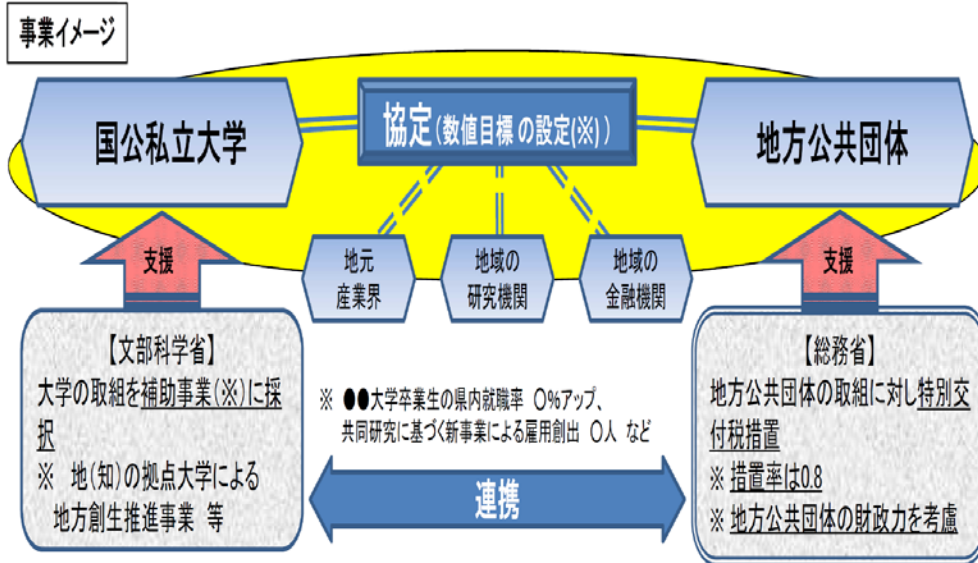
産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（テーマB） インターンシップの取組拡大

平成26年度予算額 1.5億円（平成27年度は「インターンシップ等を通じた教育強化事業」として1.4億円を予定）

インターンシップ等の取組拡大のため、地域の複数の大学と経済団体等が協力して、インターンシップの参加学生数や受入れ先を増加させるための具体的な目標値を設定し、受入れ企業等の開拓やマッチングなどを組織的に進める取組を支援。本事業を通じて得られた効果的な取組を全国へ普及。



地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進



【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
<p>【取組例1：入学時対策】ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進</p> <p>地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）</p>	<p>受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施</p>
<p>【取組例2：就職時対策】地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わり強化</p> <p>地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）</p>	<p>大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施</p>
<p>【取組例3：産業振興】地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興</p> <p>地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施</p>	<p>地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援（物産展への出品等）、マーケティング支援等を実施</p>

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、別途総務省が示す要綱に基づく取組の場合は特別交付税措置

※ 大学・下線がある大学はグループの幹事校